

## 第7回 社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会 意見

平成28年11月14日(月)  
公益社団法人全国老人福祉施設協議会

### ○ 介護職員が行うことのできる「医行為」の拡大について

- ・ 本会では、会員の特養に対して「今後の特別養護老人ホームに関する制度改正等に係るアンケート」と題し、医行為等に関する調査を実施<sup>1</sup>した。
- ・ 利用者の重度化に伴い、医療ニーズへの対応が求められている実態がある中、特別養護老人ホームにおける介護職員が行う医行為の範囲の拡大について、「はい(拡大すべき)」「一定の要件のもとに拡大していくべき」の合計の平均は、9割相当<sup>図1</sup>に及んでおり、実態に応じた「医行為」の範囲の拡大が急務である。
- ・ その行為の内容としては、利用者の重度化という背景を踏まえつつ、①家庭においては家族等も行っていること②“生活”を支えるために必要な行為であること<sup>図2</sup>③当該医行為について、法益侵害を阻却する正当性があるかどうかの観点から、
  - ・ 浣腸、摘便
  - ・ インシュリン注射の補助
  - ・ 人工肛門(ストーマ)
  - ・ 創傷処置(程度による)
  - ・ 在宅酸素療法
  - ・ 褥瘡処置(程度による)
- ・ については、一定の研修等を修了した介護職員等について、実施を認めてはどうか。その際、現に存する喀痰吸引等の研修と二分するのではなく、「医行為に関する研修」として、統合していくことが望ましい。
- ・ なお、喀痰吸引等における研修に関し、「シフトの調整が困難なため研修に行くことが難しい」という理由でケアの質を高めることが困難な施設が7割近く存する<sup>図3</sup>ことから、座学で済む課程については、webによる研修の提供等を検討されたい。
- ・ また、介護職員の医行為に関して、「医行為が可能な介護職員への手当(加算等)」「介護福祉士の上位資格を位置付け、更なる評価の拡大」といった期待もある<sup>図4</sup>ことから、今後、関連審議会において、医行為が可能な介護職員等に対する加算の充実や、医行為が可能な介護福祉士については准看護師相当とするなど、更なる高みを目指すことについて、対応を図られたい。

<sup>1</sup> 平成28年10月25日から11月7日にかけて本会会員の特別養護老人ホームのうち無作為抽出899件に対し実施。

図 1 :

Q6. 利用者の重度化に伴い医療ニーズへの対応が求められている実態がありますが、介護職員への医行為の範囲の拡大は必要と考えますか。

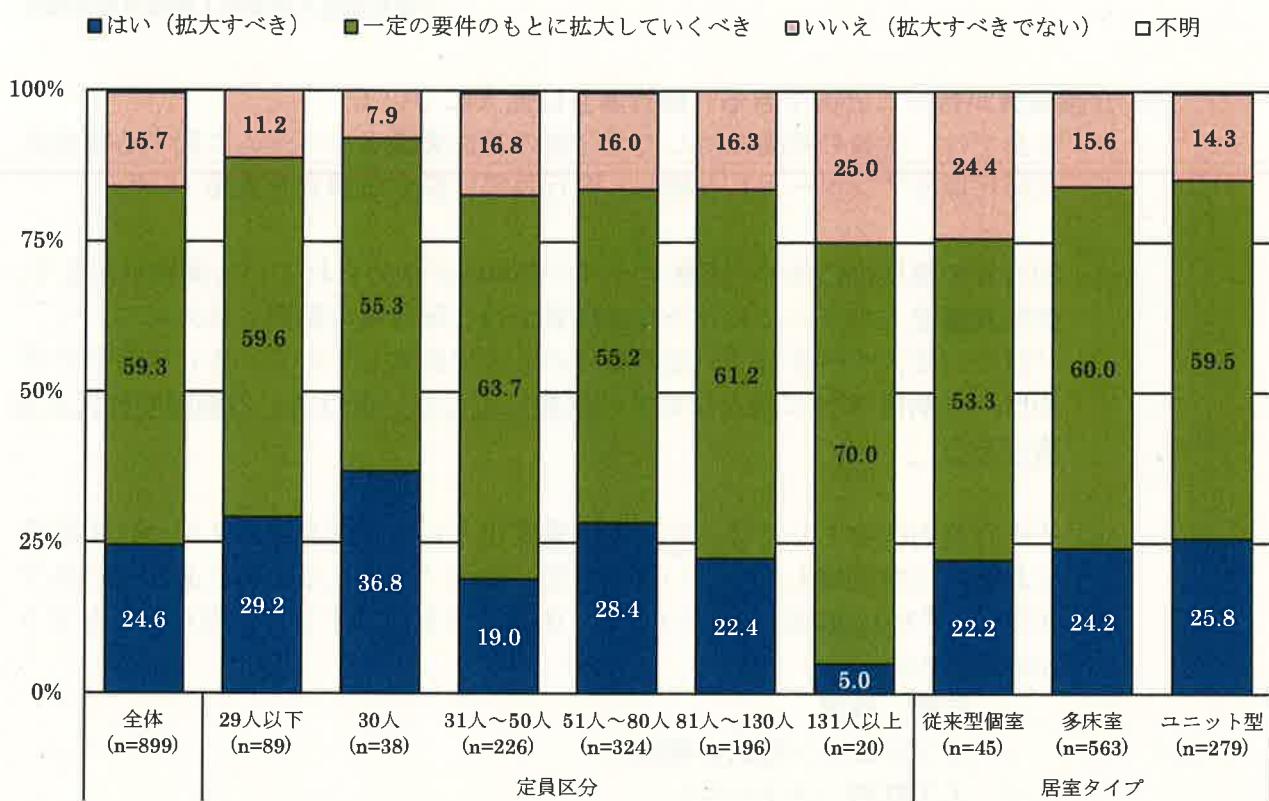


図 2 :

Q7. 上記で、1) はい、2) 一定の要件のもとに拡大していくべきと答えた方に伺います。  
どのような行為について、拡大を図るべきと考えますか。(複数回答可)

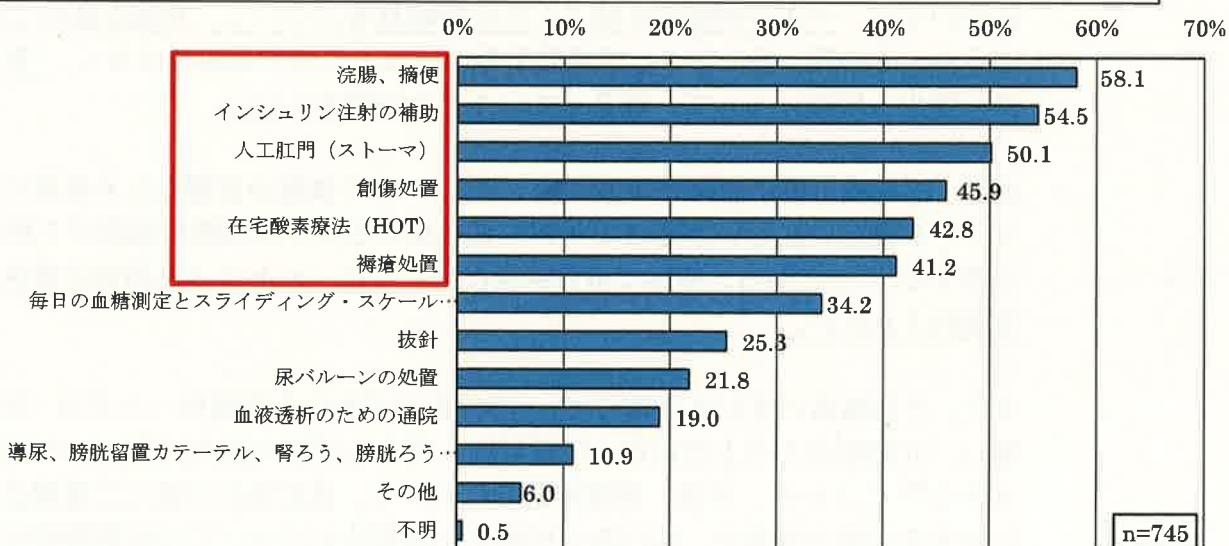


図 3 :

Q8. 咳痰吸引等における研修等について伺います。研修の受講に際し、弊害となっている事柄は何ですか。（複数回答可）

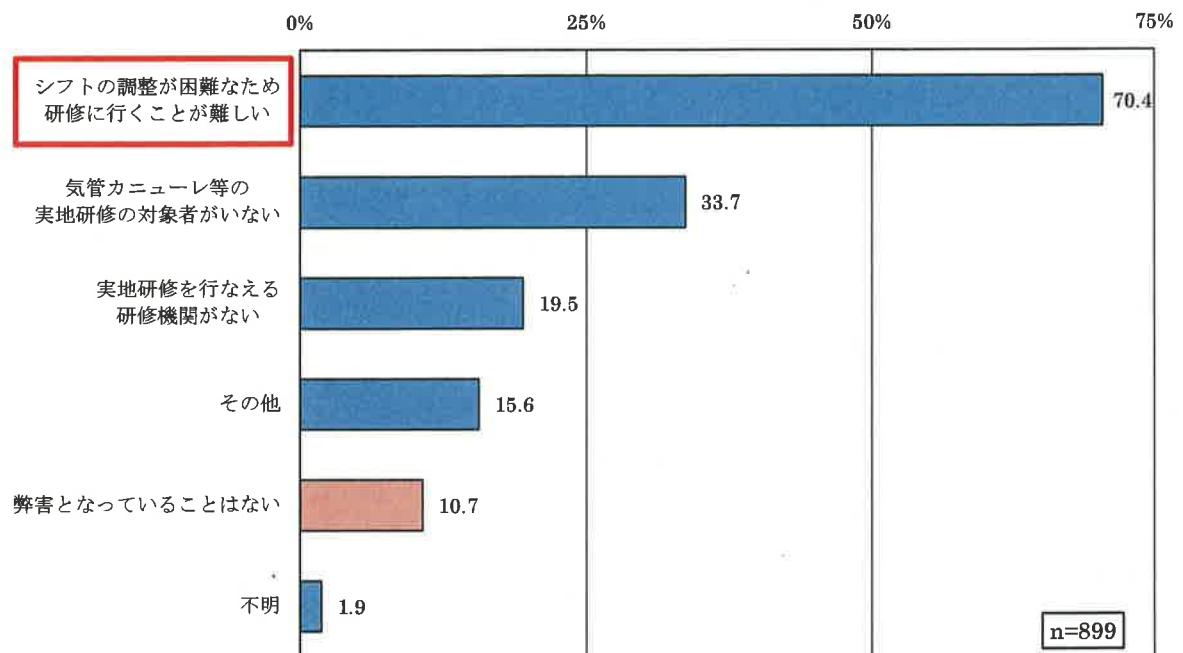


図 4 :

Q10. 介護職員の医行為に関連して、期待する事柄は何ですか。（複数回答可）

